

洋上風力発電設備の導入促進に向けた 電気事業法等の審査について

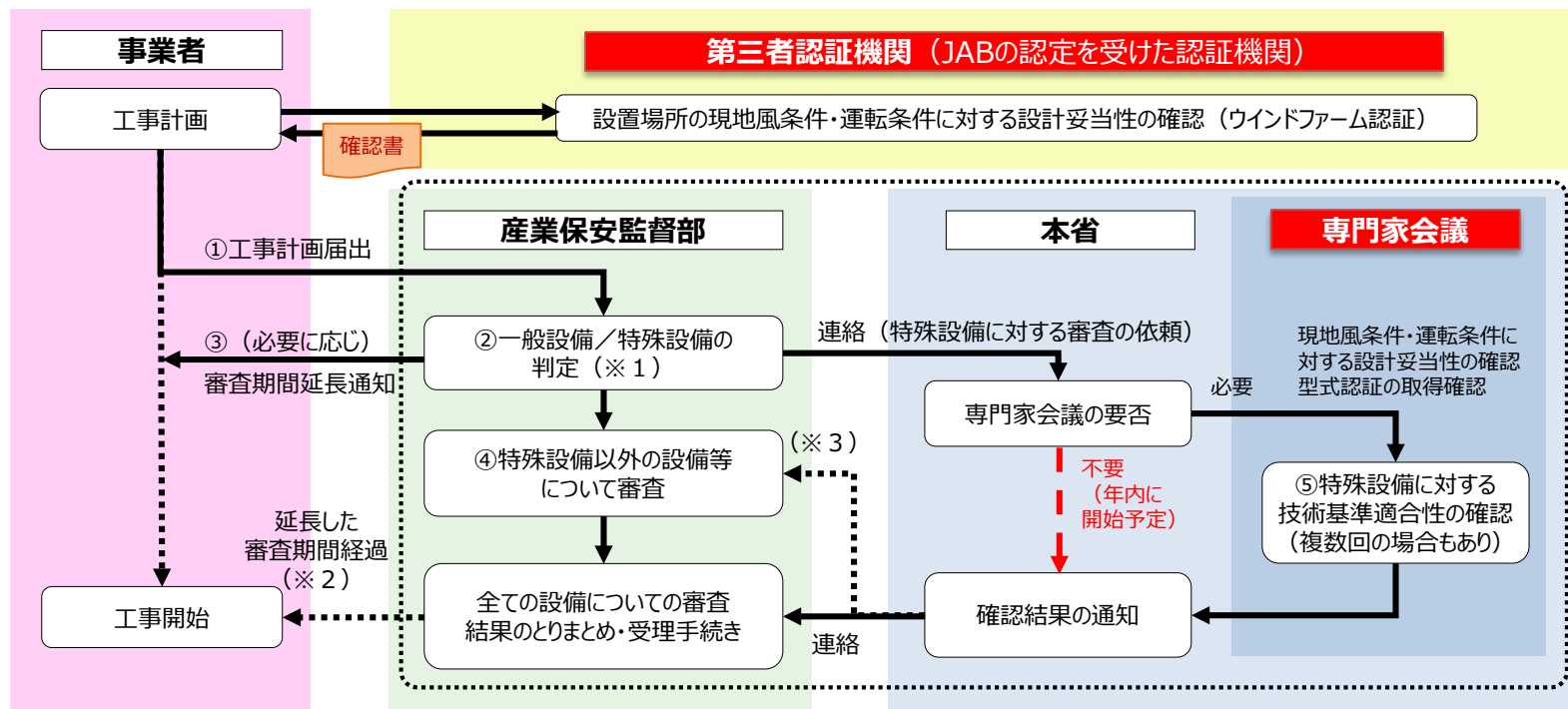
令和3年9月21日

経済産業省

洋上風力発電設備の技術基準に関する審査について

- 我が国では未だ洋上風力発電設備の設置実績が少なく、我が国の自然環境の特徴を踏まえた評価方法の確立には至っていない状況。
- 洋上風力の審査プロセスをより詳細に分析し、第三者認証機関が審査のために必要とする標準的な期間をお示しできるよう精査したい。
- なお、洋上風力発電設備の技術基準に関する審査の合理化を一層進めるため、経産省の専門家会議の委員をウィンドファーム認証の審査に関与させることにより、ウィンドファーム認証を得たものについては専門家会議の開催を省略するスキームを確立する方向で調整中（令和3年中）。

<工事計画における技術基準適合性の審査プロセス>

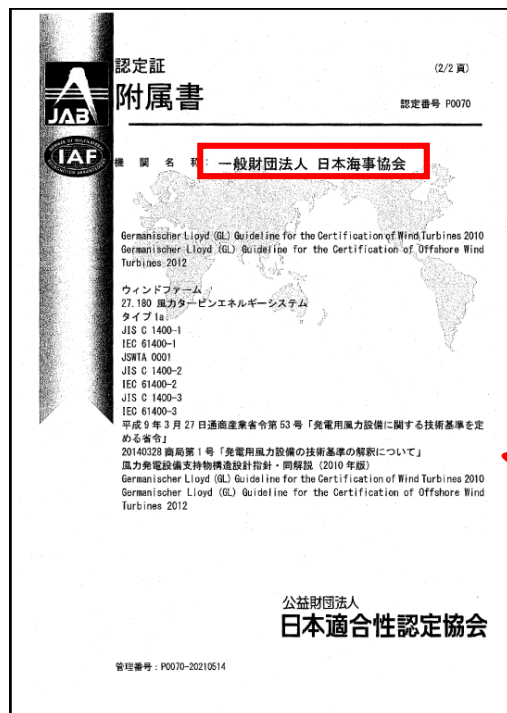


※ 1 風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領で定義、※ 2 審査の結果、技術基準違反等が認められる場合は、計画の変更又は廃止を命ずることができる。
※ 3 専門家会議での確認結果を用いて、引き続き、産業保安監督部で審査を行う場合もある。

ウィンドファーム認証について

- 風力発電設備の技術基準への適合性確認について、審査の円滑化及び効率化の観点から、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による認定を受けた第三者認証機関によるウィンドファーム認証を活用している。
- 現在、ウィンドファーム認証を実施することが可能な第三者認証機関は1機関であるところ、別の1機関（外資系）がJABの認定取得に向けた認定審査中であると承知している。

<参考：ウィンドファーム認証機関に対して発行される認定証>



< J A Bによる要求事項 >

- JIS C 1400-1, IEC 61400-1 (風車の設計要件)
- JIS C 1400-2, IEC 61400-2, JSWTA 0001 (小形風車)
- JIS C 1400-3, IEC 61400-3 (洋上風車の設計要件)
- **平成9年3月27日通商産業省令第53号「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」**
- **20140328商局第1号「発電用風力設備の技術基準の解釈について」**
- 風力発電設備支持物構造設計指針・同解説 (2010年版)
- Germanischer Lloyd (GL) Guideline for the Certification of Wind Turbines 2010
- Germanischer Lloyd (GL) Guideline for the Certification of Offshore Wind Turbines 2012